

○寒川町介護保険条例（抜粋）

平成12年3月27日

条例第14号

（介護保険運営協議会）

第4条 介護保険の適正かつ円滑な運営を推進するため、寒川町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、介護保険制度の運営に関する重要事項について、町長の諮問に応じて調査審議し、答申するほか、町長に意見を述べることができる。

3 協議会は、委員12人以内で組織する。

（規則への委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。